

別紙

令和6年度岩手県立不来方高等学校仮設校舎移転業務④仕様書

本仕様書は、岩手県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）間における、岩手県立不来方高等学校本校舎管理棟、普通教室棟及び特別教室棟（以下「本校舎」という。）から岩手県立不来方高等学校仮設校舎（以下「仮設校舎」という。）への移転作業に係る業務の大要を示すものである。

第1 業務名称

令和6年度岩手県立不来方高等学校仮設校舎移転業務④

第2 作業場所

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第9地割1-1 不来方高等学校地内

(1) 搬出場所

本校舎管理棟、普通教室棟及び特別教室棟

(2) 搬入場所

仮設校舎仮設棟

第3 作業計画及び作業時間

(1) 作業計画は概ね次のとおりとする。

ア 移転準備：契約締結日から令和7年2月20日(木)まで

イ 本移転：令和7年2月21日(金)から令和7年2月26日(水)まで

ウ 事後作業(後片付け)：移転後から令和7年2月28日(金)まで

(2) 乙は、契約締結後速やかに甲と協議のうえ、7日以内に具体的な移転作業計画書を作成し、甲に提出すること。

(3) 作業時間は、原則として午前8時30分から午後4時30分までの間に行うものとし、時間延長する場合は甲の承認を得るものとする。

(4) 作業計画等は変更する場合があるため、詳細については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

第4 移転対象物品

主な移転物品は、別添「移転物品一覧」のとおり。

※ 移転物品一覧は、①管理棟⇒仮設棟、②普通教室棟、特別教室棟⇒仮設棟 に分類していること。

第5 業務の内容

(1) 総括責任者の配置

本業務の円滑な推進を図るため、乙は契約締結後速やかに移転業務の経験を有する者を総括責任者として定め、書面をもって甲の承認を得るものとする。

(2) 移転準備作業

ア 移転準備要領等の作成及び事前説明

移転物品の移送方法（梱包要領及び梱包資材等の取扱い方）、物品設置時の転倒防止措置の要否等について、甲と協議のうえ作業要領等を作成し、関係職員に説明等を行うものとする。

イ 配置図の確認

仮設校舎の配置図に基づき、移転物品の配置が円滑に行えるよう関係職員と共同で確認するものとする。

ウ 移転用梱包資材の配付

移転準備作業に必要な梱包資材（ダンボール、ラベル等）は、甲の指定する場所へ事前に必要

数を配付すること。

(3) 施設及び物品の養生作業

ア 養生作業

乙は、施設及び物品に損傷を与えないよう、必要に応じて養生作業を行うものとする。

イ 養生撤去

養生の撤去は、本移転最終日までに終了するものとする。

(4) 荷造り作業

移転物品の箱詰め作業、梱包・解梱作業及び棚入れ作業等については、原則として甲が行うものとする。

ただし、重量物、危険物及び精密機器等の物品については、事前に甲、乙協議するものとする。

(5) 搬送作業

ア 作業内容

(ア) 移転物品については、移転元各室からの搬出、搬出車両への積み込み、搬送、搬送車両からの荷下ろし及び移転先各室の指定場所への設置を行うものとする。

(イ) 移転作業計画に従い移転物品を指定する場所に安全かつ円滑に搬送するものとし、搬送途中における移転物品の損傷又は性能等を損なうことのないよう配慮するものとする。

イ 作業責任者の配置

作業中は、作業責任者を適宜配置し、統制ある移転作業を行うものとする。

ウ 搬出・搬入物品の確認

移転物品の搬出・搬入については、作業計画書及び配置図等により行うものとするが、各室内の搬出・搬入に当たっては甲が立ち会うものとする。

エ 安全対策

搬送作業において、移転物品及び施設が損傷する恐れがあるとき、又は、作業中、危険を伴う箇所については、必要な安全措置を講ずることとする。

オ 防水対策

雨天の場合の搬送作業に当たっては、防水対策を講ずることとする。

カ 交通事故防止対策

天候及び路面状況等を適切に把握し、余裕を持った運転を心がけ、交通安全に努めること。

(6) 後片付け作業

ア 梱包資材の回収

移転作業に使用した梱包資材の回収を行い、校舎内に残置しないものとする。

イ 養生資材の撤去

搬送作業終了後、速やかに養生の撤去を行うものとする。

(7) 報告義務

ア 作業開始報告

作業開始に当たっては、作業前日までに当日の作業計画を提出し、甲の了承を得て作業を開始するものとする。

イ 作業終了報告

当日の作業結果を甲に報告し、確認を受けるものとする。

第6 厳守事項

(1) 責任者及び作業員等

ア 移転作業に従事する作業員は、全て満18歳以上の身元確認済みの者を充て、移転業務従事者名簿により事前に提出すること。

イ 責任者は、搬送作業中における移転物品の監視及び作業員の監督・指導を徹底すること。

- ウ 作業員は、来校者及び授業中の生徒・職員等の支障にならないよう行動すること。
- エ 作業中は一定の被服又は名札・腕章等を着用し、当該作業員が移転作業の従事者であることを明確にすること。

(2) 移転物品及び施設設備等

解梱を必要としない移転物品の解梱は、厳に慎むこと。

(3) 資材の費用負担等

- ア 施設及び移転物品の養生に要する資材等は乙の負担とする。
- イ 移転物品の梱包に必要な消耗品等は、乙の負担とする。

(4) その他

- ア 作業員に対し、作業内容を周知するとともに、安全かつ円滑に作業ができるよう事前教育を徹底すること。
- イ 業務上知り得た事項については、他に漏らしてはならないこと。
- ウ 校地内は禁煙であること。

第7 事故の防止及び補償

移転作業の実施にあっては、関係法令等を厳守し、事故の防止に万全の注意を払い、万一、事故及び移転物品の破損・遺失等が生じた場合は速やかに報告するとともに、損害の補償等については全て乙の責任において処理するものとする。

第8 協議事項

その他、この仕様書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。